奈　福　介　福　号　外

令和７年４月１日

各介護保険サービス等事業者　御中

　　　　奈良市福祉部

介護福祉課長

＜公印省略＞

令和７年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における当初協議の実施について

平素より、介護保険事業及び高齢者保健福祉行政の推進にご協力を賜りありがとうございます。

標記の件につきまして、近畿厚生局より令和７年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金にかかる当初協議を実施する旨の通知がありました。

つきましては、当該補助金の活用を希望する場合は、下記のとおり当課まで協議をお願いいたします。

記

１．補助対象事業及び補助協議単価等

　　別添資料のとおり

２．提出資料

・防災・減災等事業整備計画書（別添２）

・整備計画一覧表（別添３）

・平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）

・見積書（工事請負業者等の複数見積書を取り提出すること）

　　・補助対象面積確認シート（併設事業所など面積按分が必要な場合）

３．提 出 先

奈良市 介護福祉課 施設整備係

　　（提出先アドレス：[kaigofukushi@city.nara.lg.jp](mailto:kaigofukushi@city.nara.lg.jp)）

４．提出方法・部数

紙媒体１部と合わせて電子媒体（メールによるデータ送付）で提出

５．提出期限

**令和７年４月２１日（月）正午　必着（期限厳守）**

６．留意事項

* **市からの交付決定（１０月～１２月頃）があった後に、工事契約、着工を行っていただき、令和８年２月２８日までに工事が完了**するもののみ協議をあげてください。

（※上記の日程の中で工期の確保ができるもののみ協議にあげてください）

* 事業により補助対象施設が異なるのでご留意ください。
* 協議書類の提出後、市及び国で事業採択のための審査を行う予定であり、必ず採択されるものではありません。また７年度予算の範囲内での事業実施するものです。
* 補助を受けて整備した施設整備について、処分制限期間が経過するまでの間に補助対象財産を譲渡、廃棄等をする場合や、補助対象サービス事業自体を廃止等した場合は、財産処分に補助金の返還が生じるのでご留意ください。
* 対象施設が賃貸借物件の場合は、貸主の合意を得たうえで協議を行ってください。
* 別添の通知文や国要綱等の資料を十分に確認のうえ、事業内容を検討してください。
* 令和６年４月１日より義務化された業務継続計画（BCP）及び既に義務化とされている非常災害対策計画の策定がない施設については原則補助対象外となります。
* 各補助メニューについては、一事業所につき一回を限度として申請することができます。（ただし、認知症高齢者グループホーム防災改修事業（非常用自家発電設備整備事業分）を活用する場合は２回に分けての補助が可能で、過去の補助額を差し引いた額が上限額となります。）
* 国への協議後、内示を受けたにも関わらず資金繰りがつかなくなった等の経営上の理由により内示等の取り下げを行った場合については、次回以降の協議において採択を行わないなど、原則として優先度を下げるものとされているためご留意ください。
* 非常用自家発電設備整備事業又は高齢者施設等の給水設備整備事業を行う場合は、耐震性を確保する必要があることや、耐震性が確保されていることが分かる資料を後日ご提出いただくことになりますのでご留意ください。

|  |
| --- |
| 奈良市 福祉部 介護福祉課 施設整備係  電 話：０７４２－３４－５４２２  e-mail：kaigofukushi@city.nara.lg.jp |